

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行 ■NPO法人ピースデポ/PCDS (太平洋軍備撤廃運動):Pacific Campaign for Disarmament and Security
223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリーンネ102号
Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org
編集責任者 ■梅林宏道・田巻一彦 郵便振替口座 ■00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

「不拡散」安保理決議を阻止しよう

ブッシュの狡猾な企み

武力行使の下地作り

3月24日、米国は安保理非常任理事国に、「不拡散に関する決議」(草案)を配布した。5か月間、常任理事国P5と根回しの折衝を行い、準備した決議案である。米国のNGO「核政策法律家委員会」を中心に、この決議案を批判し、採択を阻止する市民の動きが始まった。

当初米国は、P5が合意している以上、決議文は3月中に成立すると考えていた。しかし、NGOの強い関心と非常任理事国への働きかけが効を奏して、安保理での非常任理事国の抵抗が強まっている。現在の非常任理事国は、チリ、ドイツ、パキスタン、フィリピン、ルーマニア、スペイン、アルジェリア、アンゴラ、ベニン、ブラジルの10か国であるが、4月9日付『グローバル・セキュリティ・ニューズワイア』報道によると、ブラジル、パキスタンなどが批判を展開した。ブラジルは、修正案を含む詳細な文書を提出した。

しかし、少数の外交官の努力にもかかわらず、政府レベルになると何処まで抵抗が持続するか、楽観を許さない情勢にあることは間違い。米国の圧力の強さを侮ることはできない。

国内法の改変を要求

新安保理決議の目的は、核・化学・生物兵器とその運搬手段がテロリストや国以外のグループの手に落ちるのを防止する手段を強化する、というものである。決議前文は次のように書いている。

「核・化学・生物及びそれらの運搬手段の拡散を防止するために、すべての国家が追加的な有効な措置

をとる緊急の必要性を認識し、

テロリストの行為が引き起こしている国際の平和と安全保障への脅威に対して、国連憲章にしたがって、あらゆる手段で闘う必要性を再確認し、...

国連憲章第 7 章の下に、次のとおり行動する。」

つまりどの国も反対できないような大義で網を被せた。

対象は国家ではなくテロ集団であるとし、それを第 7 章「平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動」を発動する対象とした。しかし、規制は国家に対し

今号の内容

拡散防止安保理決議に隠された
ブッシュの策略
太平洋司令官が「原子力
空母横須賀配備」を示唆
ファーゴ証言抜粋訳

2004NPT準備委員会迫る
イラク人質事件に想う

.....

お知らせ:5月1日号は、5月15日号との
合併号となります。

てしが有効に行うことが出来ない。

そこで米国は、テロと「あらゆる手段で闘う」体制として、国連加盟国に国内法の制定を初めとして国家の義務を課すことを狙った。また、すでに日本も含めて開始している拡散防止構想(PSI)のような国家間協力の拡大と強化を呼びかけた。

この決議案が通ってしまうと、決議の履行に協力しない国家を、テロを擁護する国として国連憲章「国際の平和への脅威」の名の下に制裁を加えることができる。米国の軍事力による脅しの政治が、もう一つの有力な「法的根拠」を手にする事になる。

「核政策法律家委員会」のジョン・パロズの努力によって「アポリシオン2000」グローバル評議会の名による手紙が起草され、全安保理構成国(5+10)と関係国に渡された。国連での記者会見も行われた。(3~4ページに全訳)

「軍備撤廃」義務を明記せよ

決議案の際立った特徴は、P5が持っている最大の大量破壊兵器である核兵器はもちろんのこと、国家がすでに保有している核・化学・生物兵器の軍縮・撤廃義務にまったく言及していないことである。

ここにはプッシュ政権の追いつめられた状況と狡猾な意図が隠されている。追いつめられた状況というのは、大統領選挙まで何とかして、テロリストの動きを封じ込めなければ政権の命取りになるという状況であり、狡猾な意図というのは、そのためにはパキスタン、インド、イラン、朝鮮民主主義人民共和国も含めて、国家レベルの問題は後回しにしても、多くを味方に付けながら包囲網を締めよう。そして、あわよくばそのプロセスで「有志連合」に敵意を抱く国家を選別し、締め付けようという意図である。

私たちは、言わなければならない。本当に、大量破壊兵器の拡散に対抗したいのであれば、これらを禁止する条約(核不拡散条約(NPT)、化学兵器禁止条約(CWC)、生物毒素兵器禁止条約(BWC))の遵守を徹底せよ。米国は「保有核兵器を完全廃棄する」という明確な約束(2000年NPT再検討会議)を履行せよと、拡散阻止の具体的手段の提案は、これらの兵器の撤廃を進める具体的措置の提案を伴わなければならない。そうでない提案の意図は不純である。日本政府は、この趣旨を持って、安保理の審議に積極的に介入すべきである。

国家法に対する越権を許すな

提案された安保理決議の重大な危険性は、「国際の平和への脅威」を口実に各国の国内法の改変を要求していることである。決議草案は例えば次のように書いている。(主文第2文節)

「2. すべての国家は、非国家主体が、どわけテロ目的のために、核・化学・生物兵器とそれらの運搬手段を製造、取得、保有、開発、輸送、移管あるいは使用することを禁止し、同時にそのような活動に関与したり、共謀したり、幫助したり、あるいは資金を与えたりする試みを禁止する適切で有効な法律を採

択し、施行しなければならない。」

この他にも、関連物質を管理し法的規制下に置く国内制度の確立など、国家制度上の義務を課そうとしている。これらもまた、必然的に国内法整備を強いられることになる。

安保理が、このような決議を採択すれば、安保理という極めて特権的で限定された国家集団が、他の独立国家の立法を命じ、それに違反すれば国連憲章第7章違反の制裁対象となるという事態が発生する。このような各国の利害が深く関与する制度の確立には、本来、時間がかかっても各国の利害を出し合う多国間協議が必要である。そのような交渉を通じて条約として成立させ、各国の批准を得て拘束力を発揮させるという手順を経なければならない。

ご都合主義の極みと言うべきであろうが、安保理決議を無視してイラクへの侵略を強行した米国が、今度は安保理決議という形で、実行行使に直結させる近道を作ろうとしているのである。その意味では、国際法の権威を国際的民主主義のもとで確立するための挑戦的課題に、私たちは直面している。

PSIへの野心

安保理決議案は、PSIをむき出しの形で合法化する姿勢を採らなかつた。しかし、なお公海上での積み荷の臨検や輸送阻止を容易にする下地を作ろうとしていることに、警戒を怠ってはならない。決議草案では、次のように書いている。(主文第8文節)

「全ての国家に、国家の法的権威と国内法に従いながら、また国際法と矛盾しない形で、核・化学・生物兵器、それらの運搬手段、及び関連物質の不正取引を阻止するために協力した行動を取ることを要求する。」

NGOの手紙にも指摘されているように、ここで言う「国際法と矛盾しない形で」という言葉に安心してはならない。この言葉こそはくせ者であり、国連憲章第7章に基づくこの安保理決議そのものが、新たな国際法の解釈を許しかねない。過去の米国の実績から考えれば、どのような阻止行動が、どのような状況下で許されるのか、十分に具体的な定義を生み出すための開かれた多国間協議の積み重ねが必要である。つまり、条約交渉に準じるような過程を経ることが不可欠であり、安保理決議という形で事を進めてはならない。

最後に、本誌205号で論じた2月11日の米国防大学におけるプッシュ演説と照らして、決議案を見ておく必要がある。そこには7項目の提案が行われた。決議案に関してはその中で直接に言及されている。しかし、改めて、全体を流れる精神を捉え返すと、米国の軍事力を背景とする強制力を、直接それぞれの国家の国内法や行政機構に及ぼそうとする、米国の新たな危険な動向を読み取ることができる。

日本の市民としては、日本政府の対応を監視し、NGOの主張にそつたような国連活動を促す必要がある。(梅林宏道)

「文脈に置く」闘い

-- イラク人質事件に考える

梅林宏道

本号原稿の切ぎりぎりの瞬間に、3人の人質解放の報に接した。まだ、別の二人の消息が不明であるが、もやもやの気分が少しは楽になった。

4月8日に高遠菜穂子さん、郡山総一郎さん、今井紀明さんの三人の人質誘拐事件のニュースが伝わって以来、憂鬱な一週間であった。「サラヤ・ムジャヒディン」を名乗るグループが、自衛隊のイラクからの撤退を要求し、撤退しない場合の3人の殺害を予告した。3人は、自衛隊のイラク派兵に反対をし、政府とは対立する考えからイラク民衆への貢献を志した人々であった。私たちの仲間だ、という率直な印象があった。

政府は繰り返して「自衛隊はイラクの人々のために人道復興支援をしている」「卑劣なテロに屈することはできない。屈すれば国際社会の害となる」というメッセージをメディアに流した。これが、彼ら在必死になっ

て国民の意識に刷り込まれている文脈である。しかし、いま「イラクの人々」と総称できるような一個全体の対象物は、形式的にも実質的にも存在しない。「国際社会」と総称できる対象物も、イラクに関わっては形式的にも実質的にも存在しない。政府が印象づけようとしている文脈は、政治的なフィクションである。

具体的に人命が取り引きされる人質事件が起こることによって、それをどの文脈に置くのかを巡って激しい闘いが繰り広げられた、と私には思われる。誰の人命も60億に一つしかないかけ替えのないものでありかつそれ自身が宇宙の広がりや深さを持っているという原点を忘れるつもりはない。しかし、今イラクにおいてどの人命も政治的な文脈の中に置かれる。米英が開始し、日本政府が加担した非合法的な戦争によって、すべての人命はこの引き裂かれた状況に投げ出された。

憂鬱は、どの文脈にもそれに先立つ文脈がありにもかかわらず、時間は文脈の置き換えを強要するところからやってくる。しかし、私たちは今、イラク開戦が国際法違反であり、指導者たちは犯罪者であるという文脈を決して離れてはならない。

<資料1>

安保理は国内法制定を命令できない

米国の「不拡散に関する安保理決議案」に反対する --

「アボリション2000」グローバル評議会
2004年3月25日

(見出しは編集部)

安全保障理事会理事国および他の関係国各位

「核廃絶のための地球ネットワーク・アボリション2000」のグローバル評議会を代表して、私たちは、2004年3月24日に、米国が安保理常任理事国5カ国を代表して非常任理事国に公開した「不拡散」に関する現在の形での決議案に対し、反対を表明する。アボリション2000は、不拡散条約(NPT)再検討・延長会議および国際司法裁判所に先立っての核兵器に関するヒアリングが行われた1995年に設立された。現在95カ国にまたがる、2000を越える市民社会グループおよび地方自治体から構成されている。

決議案は、すべての国家に、テロリストおよび他の非国家主体による、核・生物・化学

(NBC)兵器、関連物質、また、ミサイルや他の無人運搬手段の取引や取得を防ぐ努力を支持するよう任務を与えている。私たちは、拡散を防止する処置も含め、すべてのNBC兵器および兵器計画を廃棄するための集団的な行動の必要性を確認する。しかし、私たちは、この決議には、現存する保有兵器および計画の撤廃に言及していないという重大な欠陥があると考えます。また、私たちは、安保理が世界的な立法府として行動するという政治的または法的根拠を想定していることに反対である。加えて、私たちは、決議が勧告しているNBC兵器関連の取引防止における協力が乱用される可能性を懸念する。私たちは、安保理が、全加盟国に発言の機会が与えられる公開会合を開催したり、市民社会の代表がブリーフィングを行う非公式会合を開催したりすることによって、すべての関係国、および

決議を懸念する市民社会と包括的な協議に入るよう強く求める。決議は近道を選んではならない。問題は極めて複雑かつ重要である。

軍縮:

提案された決議は、NBC兵器に関する多国間条約への支持を確認してはいるが、拡散防止についてのみ言及しており、言葉の上でも実質的にも、現存する兵器の配備中止や軍縮の緊要性については沈黙している。これらは、NPT、化学兵器禁止条約(CWC)および生物毒素兵器禁止条約(BWC)の目的である。このように、決議は、NBC兵器の拡散問題やテロリストによる潜在的な獲得が、軍縮義務の効果的な遵守なくしては、決して効果的に対処されないであろうということを見逃している。

それは単に、前文に軍縮への言及を加えるだけでは十分ではない。決議が求める措置、例えば、NBC兵器およびその関連物質について説明責任を持たせ、物理的に安全確保するなどの措置は、不拡散義務と同様に軍縮義務の履行として定義されるべきである。それを踏まえた上で、決議は、非国家主体と国家主体の両方が、NBC兵器と関連物質および運搬手段の獲得や取引を禁止すべきであることを明示しなければならない。決議はまた、全会一致で合意された、厳密かつ効果的な国際管理の下において、すべての側面での核軍縮をめざす交渉を誠実に遂行し完結させるという国際司法裁判所による1996年の勧告的意

見の一般的義務を遵守し、また保有核兵器を廃棄するというNPT上の明確な約束を履行するために、NPTに加盟しているか否かを問わず核保有国が2000年NPTにおける13項目措置も含め有効な措置を取るべきであることを明確にしなければならぬ。決議案が、BWCおよびCWCの締約国に対し、これらの体制への加入を求めていることはよいことである。

安全保障理事会の「立法」:

提案された決議は、国家が、非国家主体によるNBC兵器およびそれらの運搬手段の取得を禁止し、兵器、関連物質およびその運搬手段に関する説明責任と、安全確保と不法取引の防止のための措置を取るよう要求することを意味している。もしこの決議が採択されれば、国内法制度や政策の変更を各国に要求する世界的な法律を制定するといった、途方もない権限を安保理に与えることを意味するであろう。通常、そのような立法は、NPT、CWCおよびBWCのように、厳しい交渉の上に成立する多国間条約のテーマである。国連憲章には、安保理にそのような権限を授けるものは何もない。むしろ、国連憲章は、国家間で締結された多国間協定を世界的な立法の第一義的な形と考えており、国連総会は、勧告を行うことによってこのプロセスを促進するものとして考えられている。(第13条)

安保理決議1373が、テロリズム抑止の措置をとることをすべての国家に求めていることは事実である。しかし、同決議は、9月11日の攻撃に応じた特殊な状況において採択されたものであり、国家間の関係や安全保障問題に強く影響を及ぼす現在の決議よりも、単純で論争の少ない話題を扱ったものである。例えば、今回の決議は、NBC兵器の「関連物質」、ミサイルおよび他の「無人運搬手段」、そして「非国家主体」に関する義務を各国に課すが、これらの用語について何ら充分で正確な定義は与えていない。この点またその他の点において、理性的で正当な立法プロセスには、影響を被る国家の参加を得た綿密な交渉が必要とされるであろう。

決議はまた、効果的に履行されるためには、政治的に受容されるものでなければならぬ。核を保有するP5によって支配され、全体を代表しているとはいえない安保理は、そのような受容を誘うのに最良の機関ではない。とりわけ、偽善や二重基準という非難が当然にも浴びせられるNBC兵器関連の措置においてはそうである。

提案された決議は、最近暴露されたパキスタンに本拠をおく核拡散ネットワークに例証されるような、現実の危険にとり組むものである。さらに、多国間協定の交渉は、不可避免的に困難で時間を消費するものであり、(短期間には)不参加国に影響は及ばない。

第7条に規定された決議よりもむしろ、最良のアプローチは安保理がガイドラインや要求を打出す決議を採択することであろう。それは、特定の国家に関係する特定の行為や実務に関して後に必要とされる安保理の任務に対する基盤を築くことになるだろう。それはまた、必要とされる追加的な多国間協定の交渉へと刺激を与えることができるだろう。決議はそれを勧告すべきである。重要なことに、それはさらにイラク侵略に関し米国や英国が行った類の、安保理により明白には承認されなかった「執行」に関して、いかなる主張に対しても根拠を与えないだろう。安保理の審議、あらゆる公開セッション、また協議において、国家は、決議が安保理によって明白に承認されない「施行」を支援しないということを、絶対に明らかにするべきである。

安保理の介入をより受け入れやすくすることに貢献すると考えられる他の措置としては、1)公開セッションや非公式「アリア方式」の市民社会ブリーフィングを通じてなど、すべての関係国および市民社会との間で十分な協議を持つこと、2)決議を履行するために国家がなすべきことについて共通の確固たる理解を確実にするために、事務総長、軍縮局、IAEA、OPCW、UNMOVIC、NPT・CWC・BWCの各支配機構の代表、および市民社会を含めた実施機構を設立すること、などがある。国家からの実施に関する報告は、事務総長と実施機構に行くべきである。

対照的に、現状の案では、フォローアップについてはまったくの茶番である。完全施行まで明らかに6ヶ月以上はかかる複雑な国内法や措置の採択を各国に求めているにもかかわらず、案は、6ヶ月間継続する安保理履行小委員会を設立するだけである。個々の国に、とりわけ米国に、決議のフォローアップを委せないようにすることが非常に重要である。しかし、米国はこのことを意図している。ブッシュ大統領が2004年2月11日の演説で、決議が採用されたのちに、米国が他の政府が、私たちの不拡散努力を促進する新しい法律を起草し執行する

のに協力する準備はできている」と述べたことが、それを示している。

「取引」の防止:

提案された決議は、「国際法に従って」、NBC兵器、運搬手段、そして関連物質(第8文節)の「不正取引」防止への協力を各国に要請している。とりわけ、イラク侵略に関連して米国と英国によって示された、国際法についての極度に弾力性のある理解、ならびにイラクのNBC兵器計画に関する国内での「情報の失敗」または詐欺によって示されているように、単に国際法を口にするだけでは十分ではない。国際法の下で禁止される積み荷の種類、および許容しうる阻止行為の性質について、透明性と国際的なコンセンサスが作られていく必要がある。慣習的な公海での航行自由、無害航行権、および他の現存する国際法によって他の状況では保護されると考えられる特定の積み荷の航行阻止に関して、安保理あるいは他の多国間による、条約ベースの意志決定と紛争解決(国際海洋法裁判所によるなど)のような)に関する条項があるべきである。さもなければ、決議の一条項は落とされるべきである。

私たちに連絡をとることを躊躇しないしてほしい。私たちに、これまで概説した問題に関するより詳細な分析や決議の代替文案を提供できる。さらに、私たちはアリア方式会合に協力することも可能である。私たちは、メディアによる報道を促進するとともに、決議に関する意思決定プロセスへの世界の市民社会の参加を促進することを目的としている。決議は、NBC兵器がもたらす危険だけでなく、私たちの将来すべてに影響を与えるものであり、また、国際法や国際機関のあり方にも影響を与えるものである。

敬具。

核政策法律家委員会所長
ジョン・パローズ
同・国際コンサルタント アラン・ウエア
平和と自由のための国際婦人連盟
「リーチング・クリティカル・ウィル」プロジェクト代表
リアナ・タイソン
同・国連事務所所長 スーシ・スナイダー

(訳:石田恭子、ピースデポ)

変化を作る意志の結集

ここにも最前線がある

4月26日(月)~5月7日(金)の2週間にわたって、ニューヨークの国連本部において2005年核不拡散条約(NPT)再検討会議に向けた第3回準備委員会が開催される。

2005年会議に向けた最後の準備委員会になる可能性がある。ピースデポでは、モデル東北アジア非核兵器地帯条約案を準備して、準備委員会と並行してNGOのワークショップを開催しようとしている。ここでは、それとは別に、国際的な核兵器廃絶NGO運動から見たときの今回の準備委員会の重要性について整理しておきたい。

1 変化を作る!!

この準備委員会にNGOが何を訴え、何を獲得するか、昨年の準備委員会が終わった直後から、NGO間では活発な議論が行われてきた。そして今年のNGOの意見発表の中味が具体的に議論されるにつれて、それはホットなものになっていった。

その中で共有されていったのは、「変化を作る」という共通の意志であった。とくにNPTの無期限延長が決定し、アボリション2000という核兵器廃絶を目指す国際ネットワークが誕生した1995年以来的の流れを考えたとき、2005年再検討会議を過去の繰り返しに終わらせてはならないという思いは、NGOの間で強いものにならざるを得なかった。繰り返しは止めよう、同じおしゃべりを聴きたくない、斬新な提案のない情緒的な発言は慎もうとお互いを戒めた。

今回の準備委員会のもっとも重要な側面は、このようにNGOの計画性のある意志の結集が進行したということである。しかも、その時、今年の準備委員会と2005年会議をつながりのものとして意志形成が行われたことに意義がある。

2 ホップ・ステップ・ジャンプ

1995年会議では、条約の無期限延長が決定されながらも、それが核保有国の特権の永続化を意味するのではなく、NPT第6条の核兵器廃絶義務の履行を確保してゆくための担保を取るといった観点からいくつかの前進

があった。その一つの形が、3回の準備委員会を開催すること、準備委員会では単に会議の手続き問題を話すのではなく、条約の履行促進に関する実質的な議論をすること、を定めたことである(「再検討過程の強化」と呼ばれる)。

2000年会議は、1998年に誕生した新アジェンダ連合(NAC)という新しい国家連合が、新しい進展を生みだすのに、貢献した。1995年会議で形成された準備委員会が、新アジェンダ連合が国際社会に認知されてゆく場として有効に働いたことを見逃してはならないであろう。2000年会議の直前まで、成果無く終わるのではないかという予想があった。にもかかわらず一定の成果が生まれたのは、準備委員会の中でリーダーシップを発揮したNACを、核保有国P5が交渉の相手として選んだためである。

その結果、いわゆる13項目合意を含む合意文書が全会一致で採択された。

ここまで、ホップ・ステップで来たとなると、次はジャンプである。

3 シティ・キャンペーン

1回のジャンプでは済まない、と私たちは考えている。2005年会議に向かう新しい力は、市民社会である。そして、市民社会の新しい旗振りとして平和市長会議が登場した。

「変化を作る」というNGOの意志が、広島・長崎の自治体の意志に重なるようとしている。NGOの専門知識と情熱が自治体の政治力と情熱と、はじめて共同行動を形成しようとしている。この千載一遇のチャンスを私たちは最大限に活かそうとしている。

広島、長崎の市民運動に、広く核兵器廃絶の日本の市民運動に、日本の非核自治体運動に、そして核軍縮議員ネットワークに、「変化を作る」意志が伝播し融合してゆくことを願わないではいられない。

ニューヨークに結集する活動家たちは、イラク情勢に真っ向から挑戦する人たちであり、法の支配を確立するために、その最前線の闘いの一つとして核兵器廃絶と格闘していることを付け加えて置きたい。(梅林宏道)

2008年

横須賀に原子力空母を配備

(太平洋軍司令官が議会証言で示唆)

米国の海外基地論議に流動の余地あり

問われているのは日本の民主主義

米太平洋軍のファーゴ司令官は、3月31日の下院軍事委員会で証言し、現在横須賀に母港を置く空母キティホークが2008年に退役した後に、原子力空母を配備する方針を示唆した。司令官は原子力艦とは明言しないものの「キティホークを、我々の持っている最も能力の高い空母と交替させることを望んでいる」と語った。

この発言は、司令官の証言の後の質疑の中でなされた。その質疑応答の抜粋訳を<資料4>に紹介する。またこの発言に至る文脈を理解するために、証言の原稿から日本に関連する部分を訳出したのが<資料2>である。

司令官が強調しているのは、まず「他の同盟国のどこも先気前のよい財政支援」である。さらに小泉首相の就任以来の貢献を「信じがたいほど(incredible)」という表現を使って絶賛している。証言を支配するのは原子力空母を日本がよもや拒否されることはなからうとの「安心感」である。

司令官は沖縄・普天間代替施設の提供についても何の懸念も示していない。しかし、すでに知られていることだが、沖縄海兵

隊の駐留継続には、米国内から少なからぬ異論が提起されている。その典型として、4月4日付「ワシントンタイムズ」に掲載されたマイケル・オハンロン氏の論考を<資料3>に紹介する。「ワシントンポスト」紙がスクープした国防総省の世界的な基地再編計画への批判の主要な柱として「沖縄海兵隊温存路線」に異議を唱えている。ファーゴ証言の2週間前の下院国際関係委員会でも、知日派として証言したジャーナリストのピーター・エニス氏が同じ趣旨の証言をしている。

海兵隊に比べて、空母の母港継続は今のところ米国内での論議的になっていない。しかし市民の反対世論の高まりが、「原子力空母という毒」が日米同盟に与えるリスクを顕在化するならば、論調も一変する可能性がある。問題は、日本政府が市民の意志を受け入れ、キティホークの退役を「空母母港」そのものの廃止のチャンスとするような外交交渉を行うかどうかだ。

沖縄でも、横須賀でも、人々は「海兵隊も空母もいらぬ」と言っている。問われているのは、この国の政策立案者と議員の民主主義感覚である。(田巻一彦)

<資料2>

日本の支援は「信じがたいほど」

米太平洋軍司令官

トーマス・B・ファーゴ海軍大将の下院軍事委員会で証言から(日本関連部分)

見出しは編集部

日本は「不朽の自由作戦」を支援するために、航空機を提供するとともに8,900万ガロン以上の燃料をアラビア海の連合軍艦船に提供した。昨年、日本政府はテロとの戦争に対するこの価値ある貢献に関する基本計画を延長することを承認した。また、日本の海上保安庁も拡散防止構想に基づく演習に参加した。

しかし、地域と世界の安全保障への日本の貢献をもっとよく象徴するのは、2003年12月の、1000人以上の自衛隊員をイラクに派遣するという決定であった。この決定は現在実行に移されている。加えて、日本は50億ドルに上る借款と資金供与をイラク復興のために提供することを約束した。この金額は米国について高額である。我々

米日同盟は、引き続き太平洋においてもっとも重要であり、かつてなく強固なものになっている。第5空軍、海兵隊第三遠征軍および第7艦隊の約54,000人の部隊が日本に駐留している。これら部隊の存在なしには、日本及びアジア太平洋諸国に対する公約を遂行することはきわめて困難である。昨年、日本は我々の軍隊を受け入れ

るために約40億ドルを拠出した。これは同盟国のどこも先気前のよい財政負担である。

約3年前に就任して以来、小泉首相はこの同盟関係の重要性を強調し、地域的・世界的な安全保障の努力のために抜きん出たリーダーシップを発揮してきた。9.11の後日本の行動は迅速かつ画期的であった。

はすべての機会を捉えて、日本のこの信じ
難いほど貴重な支援に感謝するものであ
る。(略)

我々は、沖縄に関する特別行動委員会
(SACO)最終報告の実質化のための努力
を継続している。最終報告に示された27の
事案のうち15はすでに実施済みであり、12
の事案が進行中である。すなわち、5つの
騒音低減関連事案のうち2つと、土地返
還に関する11のうち10の事案はまだ解決し
ていない。12の未解決の事案については
かなりの進展があり、努力が継続している。

SACO最終報告の最も重要な柱は普天
間代替施設問題である。昨年夏、日本政
府が代替施設の海上部分の基本計画を
承認したことはSACOプロセスの進展のハ
イライトであった。しかし、普天間の全面返
還のためには、SACO最終報告に示された

完全な代替施設 それは海上部分にとどま
らない - が必要であることを、我々は日本政

府に対して強調している。(略)

<資料3> ファーゴ証言に続く 質疑応答から(抜粋訳)

(略)

ソロモン・オーティズ議員(民主党、テキ
サス州選出):ファーゴ海軍大将、まもなく
キティホークの退役の時期がやってき
ます。その時期が来た時に、原子力艦の
日本駐留を受け入れる可能性に関し
て、日本では何らかの動きが起っている
のでしょうか。

ファーゴ海軍大将:周知のように、日本

は、長年にわたって第7艦隊の素晴らしい
受け入れ国となっています。日本の
支援は、東アジアと西太平洋にお
ける我が国の安全保障にとっての死
活問題です。

キティホークは、2008年頃に交替を
予定しています。それが期限です。
我々は、キティホークを、我々の持つ
ている最も能力の高い空母と交替させ
ることを望んでいます。このことは、有
力な同盟国との間のすべての問題に
対する処理と同じく、今後日本側と話
をし、協力を求め、成し遂げていく問
題であります。

(略) (訳:ピースデポ)

<資料4>

海兵隊の沖縄駐留は不必要 ラムズフェルドの基地再配置計画の問題点

2004年4月4日(電子版は3日配信)

「ワシントンタイムズ」より <http://washingtontimes.com/commentary/20040403-100449-5310r.hm>

マイケル・オハンロン(ブルッキングス研究所上席フェロー)

(見出しは編集部)

2001年以来の努力の結果、ラムズフェ
ルド国防長官と戦域司令官たちは、米軍の海
外駐留のあり方を見直す計画を完成させ
つつある。

目を引くのは、ドイツ駐留軍の劇的な削
減と東欧のより小規模な基地への移転と、
東アジアの兵力の本国への帰還と韓国に
残留する部隊の再配置である。

冷戦終結から15年、そしてテロとの戦争
の開始から約3年、ラムズフェルド氏の計画
は総論的には妥当に思える。同盟国は危
機感と懸念を訴えるかもしれないが、この
計画はドイツや韓国がブッシュ政権の対イ
ラク戦争に反対したことに対する報復と考
えられない。それは長い間考え抜かれたも
のである。動機は、明らかに戦略的であり
いささかも懲罰的ではない。しかし、この計
画は最終的に結論づけられ実行に移され
る前に、修正をほどこさなければならぬ
欠陥を含んでいることもまた確かである。

2001年9月11日まで、合衆国は約25万人
の部隊を常に海外に駐留させていた。その
うち10万人強はヨーロッパで、その大半、す
なわち陸軍6万人を含む7万5千人はドイ
ツに駐留していた。残りイタリアに1万3千

人、英国に1万2千人などであった。一方、
東アジアには約10万人が駐留していた。こ
れらは主に日本、韓国及び西太平洋の洋
上に配備されていた。さらに、ペルシャ湾及
び湾岸地域に約2万5千人が駐留してい
た。ラテンアメリカとアフリカにも少数の部隊
が置かれていた。2001年以降、アフガニス
タン及び周辺に2万5千人、イラク及び周辺
に15万人が配備されたが、ヨーロッパとア
ジアの米軍の能力に大きな変化はなかつ
た。その間、サウジとトルコからは事実上す
べての戦闘部隊は撤退している。

ラムズフェルド氏は、ここに大きな変化を
起こそうとしている。ワシントンポスト紙のブ
ラッドリー・グラハム記者の記事によれば、
ほぼ完成に近いとされている計画では、ア
ジアの部隊のうち約1万5千人は本国に戻
される見込みである。この記事が正確だと
すれば、この削減は、主として韓国と日本
の余剰な司令部の統合によるものである。
(略)

このラムズフェルド氏の計画は概ねよく
できている。太平洋の米軍司令部は、ハワ
イ、日本及び韓国に複雑で重複した構造
になっている。米軍司令部を人口稠密なソ

ウルから移転させることを含め、これら司令
部を効率化するという計画は、遅すぎるぐ
らいである。(略)

しかしながら、この世界的な部隊配備構
造の計画には、解決すべき問題が存在
する。

(略)

予見しうる将来における新たな軍の展
開は、きわめて控えめな規模になるであ
ろう。新しい基地のコストも見過せない。こ
の計画は来年の基地返還プロセスに間に
合うように完成させればよい。そうすれば、
我々は何の基地を本土に保持する必要が
あるのかを知ることができる。この計画をあ
せて実行するべきではない。

一方、この計画が海兵隊に与えるであ
る影響はきわめて控えめなものだ。2万人の
海兵隊を人口稠密にしたがって、良い訓
練環境とはいえない)沖縄に駐留させると
いう現状の変更はこの計画には含まれて
いない。その結果、地域における政治的火
種を残し、日本における米軍基地ネット
ワーク全体をリスクにさらす可能性がある。
沖縄が沖縄周辺に装備を貯蔵して、危機
に際しての緊急のアクセスを確保するこ
とは必要である。だが海兵隊の大半を沖縄
に駐留させる必要はない。

このように、国防総省の計画には、修正
すべき重大な欠点があるし、政府の他の
部局や他の国々との協議も不十分である。
しかし、ラムズフェルド氏がここで述べた
問題に正しく対処するならば、新しい基地
計画は本土においても海外においても多く
の支持を得ることができるだろう。



横須賀市民の会が 第2次署名運動

2008年まであと4年!!

市民の会では、4月1日より、署名用紙等をリニューアルして、原子力空母の母港を何としても阻止するための第2次署名をスタートしました。第1次より、より多くより広範な人たちの署名を集め、この危険な原子力空母の母港ストップのための意思表示を、横須賀市長、神奈川県知事、日本政府に迫っていきます。

この署名へのお問合せは下記へ。

連絡先:

〒238-0002横須賀市大滝町1-26清水ビル3階
呉東・小林法律事務所方「原子力空母の横須賀母港問題を考える市民の会」
TEL:046-827-2713/FAX:046-827-2731
e-mail:cvn@pasopit.co.jp

日誌

2004.3.20 ~ 4.5

作成:中村桂子

DOD=米国防総省 / IAEA = 国際原子力機関 / KEDO=朝鮮半島エネルギー開発機構 / MD=ミサイル防衛 / OPCW=化学兵器禁止機関 / WB=ホワイトビーチ / WMD=大量破壊兵器

3月21日 イラク派遣の陸自第3波約120人がクウェートに向け出発。

3月22日 DOD、MDの一環として、高性能レーダーを備えたイージス艦を日本海に常駐配備する方針を明らかに。イングランド海軍長の発言。

3月22日 OPCW、リビアが申告したリストに基づく化学兵器や兵器製造施設の確認などの初期査察を終了と発表。

3月24日 国連安保理、イラクの暫定政権づくりを支援する国連チームの派遣を「強く支援」するとして安保理議長声明を発表。

3月24日 米、WMD拡散阻止のために「適切かつ効果的な法規 施行などの措置をとるよう求めた決議案を国連安保理に提出(本号参照)。

3月26日 「国防科学委員会」核兵器と通常兵力を組み合わせた中長期的な米軍攻撃能力に関する報告書「将来の戦略攻撃力」を公表。

3月26日 北朝鮮での軽水炉建設事業を昨年

12月に停止したKEDO、事業停止後2回目となる公式理事会をニューヨークで開催。

3月28日 イランに派遣のIAEA査察チーム、中部ナタンツで査察を再開。

3月31日 米太平洋軍ファゴ司令官、下院軍事委で証言し、08年退艦の空母キティホークの後継艦に「最も能力のある空母」を配備したいと述べる(本号参照)。

3月31日 米上院、米国がIAEA保障措置協定の追加議定書批准を認める法案を可決。

4月2日 米政府、イランにWMDやミサイルの部品などを輸出したとして、7カ国・地域の計13社に対して、米政府との取引禁止などの制裁。

4月5日 カートマンKEDO事務局長、欧州議会で北朝鮮の核開発について証言し、「北朝鮮は無制限にプルトニウム型の核兵器を製造できるだろうと発言。

沖繩

3月25日 那覇防衛施設局、北谷町のキャンブ桑江北側返還跡地で見つかった特定有害物質を含む汚染土壌の県外搬出作業を開始。

3月25日 WBIに、パール・ハーバー基地所属攻撃型原潜コロンビアが寄港。同日出港。

3月25日 嘉手納基地飛行場で、同基地所属KC135空中給油機が緊急着陸。

3月27日 米沖海兵隊が借り上げている高速輸送船「ウエストバック・エクスプレス」が金武町レッドビーチに寄港。

3月29日 嘉手納基地飛行場で、同基地所属のKC135R空中給油機が緊急着陸、機内に消火器など搬入される。

3月29日 米海軍原潜シティ・オブ・コーパス・クリスティ、WBIに寄港。同日出港。

3月30日 嘉手納基地飛行場で、KC135R空中給油機が緊急着陸。

3月30日 米海軍海上輸送部隊(MSC)所属のミサイル追跡艦オブザベーション・アイランドが那覇軍港に寄港。

3月31日 嘉手納基地飛行場で、F15戦闘機が緊急着陸。

4月2日 日米両政府、合同委員会で、日本国内で罪を犯した米兵容疑者の取調べに米側捜査官の同席を認める等地位協定運用改善で合意。

4月4日 米陸軍所属の高速輸送船ジョイント・ベンチャーの那覇軍港への寄港が確認される。

今号の略語

BWC = 生物毒素兵器禁止条約
CWC = 化学兵器禁止条約
CTBT = 包括的核実験禁止条約
IAEA = 国際原子力機関
NAC = 新アジェンダ連合
NBC = 核・生物・化学
NGO = 非政府組織
NPT = 核不拡散条約
OPCW = 化学兵器禁止機関
PSI = 拡散防止構想
UNMOVIC = 国連監視検証査察委員会

ピースデポの会員になって下さい。

新サービスとして『モニター』電子版のメール配信を開始しました。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。また、従来どおり紙でも受取れます。会員には、『モニター』と『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報の利用等に優遇されます。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス:事務局 <office@peacedepot.org>

梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp> 田巻一彦 <tamaki@pw.catv.ne.jp> 中村桂子 <nakamura@peacedepot.org>

宛名ラベルメッセージについて

会員番号(6桁):会員の方に付いています。「(定)」:会員以外の定期購読者の方。「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」:入会または定期購読(年6,000円)の更新をお願いします。メッセージなし:贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書:秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に 参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、青柳絢子、石田恭子、大澤一枝、田巻一彦、津留佐和子、中原聖乃、中村和子、梅林宏道